

マイナンバー制度が始まります

平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されることになりました。今回は、この制度の概要についてお知らせします。



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、住民票を有するすべての人に、12桁の個人番号（マイナンバー）が割り当てられ、複数の行政機関などに存在する個人の情報を、社会保障・税・災害対策の分野で活用するものです。

また、法人にも13桁の法人番号が指定され、広く公開されます。個人の番号と異なり、官民を問わず、自由に利用できます。

マイナンバーの通知

平成27年10月から皆さんの住民票の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

マイナンバーは、番号が漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので大切に保管してください。

平成28年1月から順次、税の申告や社会保障の手続きなどにマイナンバーが必要となります。

マイナンバー制度導入のメリット

①面倒な手続きが簡単に (市民の負担軽減・利便性の向上)	添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、手数料などにかかる負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報の確認や、さまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
②手続きが正確で早くなる (行政処理の効率化)	行政機関や地方公共団体などで、複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
③給付金などの不正受給を防止 (公平・公正な社会の実現)	所得や行政サービスの受給状況を正確に把握することが可能になり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

マイナンバーの利用範囲

マイナンバーの主な利用範囲は、法律に規定された社会保障・税・災害対策の中の限られた事務とされています。

また、市町村がマイナンバーを独自に利用する場合には、利用の範囲を条例に定める必要があります。

社会保障 年金・労働・医療・福祉	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none">年金の資格取得や確認、給付雇用保険の資格取得や確認、給付ハローワークの事務医療保険の保険料徴収福祉分野の給付、生活保護など	<ul style="list-style-type: none">税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載税務当局の内部事務など	<ul style="list-style-type: none">被災者生活再建支援金の支給被災者台帳の作成事務など

個人情報の保護について

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の手続きなどで法律に定められている場合を除き、他人に提供することや入手することはできません。また、マイナンバーを取り扱う者がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを正当な理由なく提供したり、入手することも、処罰の対象となります。

制度が導入されても、個人情報はこれまでと同じように行政機関などがそれぞれ保有し、必要と認められる場合に限り、情報の照会・提供を行う分散管理と呼ばれる方法で管理されますので、個人情報が特定の行政機関などに集約されることはありません。行政機関などの間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使うことはありません。システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

また、行政機関などを監視・監督する第三者機関の設置、罰則の強化などの保護措置が実施されます。

個人番号カードについて

10月以降に送付される「通知カード」と一緒に「個人番号カード」の交付申請書が送付され、申請手続きを経て、平成28年1月以降、希望者には原則無料で「個人番号カード」が順次交付されます。個人番号カードは、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・有効期間・顔写真などを記載したICカードです。

個人番号カードは、身分証明書としての利用や各種電子申請などで利用ができます。

住民基本台帳カードをお持ちの人が個人番号カードを取得した場合、その時点で住民基本台帳カードは廃止され市に返納することになります。そのため、個人番号カードと住民基本台帳カードの重複所持はできません。



▲個人番号カード表面
(イメージ)



▲個人番号カード裏面
(イメージ)

今後のスケジュール

①10月から 順次

マイナンバー（12桁）をお知らせする「通知カード」が送付されます。

②平成28年1月 以降

行政手続きでの利用が開始され、個人番号カードの発行が開始されます。

③平成29年1月 以降

国の機関での情報連携が開始されます。

④平成29年7月 以降

自治体間での情報連携が開始されます。

問合せ

マイナンバー制度全般に関すること

政策企画課（☎983-2698）

通知カード、個人番号カードに関すること

市民課（☎983-2602）

個人情報保護に関すること

行政課（☎983-2618）、情報システム課（☎971-4322）

マイナンバーについてさらに詳しく知りたい人は

マイナンバー政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/index.html>

内閣官房のマイナンバーのホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

コールセンター（有料：☎0570-20-0178、外国語は☎0570-20-0291）※平日午前9時30分～午後5時30分（10月～平成28年3月は、平日の開設時間を午後8時まで延長。年末年始を除く土曜日・日曜日・祝日も午後5時30分まで開設予定。）